議案第48号

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一 部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月6日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一 部を改正する条例

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例(昭和58年板 橋区条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1YUMEパーク・大和町自転車駐車場の項の次に次のように 加える。

大和町36番仮自転車駐車場 | 東京都板橋区大和町36番4号

付 則

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、次項の 規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前に おいても行うことができる。

(提案理由)

既設区営自転車駐車場1か所の改修工事による休止に伴い、代替地と して仮設の区営自転車駐車場を設置する必要がある。